

(5) 重要な会計方針

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (イ)製品及び仕掛品……………総平均法による低価法。
 - (ロ)材料及び貯蔵品……………月次移動平均法による低価法。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ)子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法。
 - (ロ)その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却方法
 - (イ)有形固定資産
 - 建物(建物付属設備を除く)は定額法、建物以外は定率法によっております。
 - (ロ)無形固定資産
 - 定額法によっております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4. 繰延資産の処理方法
 - 支出時に全額償却処理しております。
5. 重要な引当金の計上基準
 - (イ)退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異(49,889百万円)については全額を当期の特別損失として処理しております。
 - (ロ)役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支出に備えて、当社内規に定める期末要支給額を計上しております。
 - なお、商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
 - (ハ)貸倒引当金
 - 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
6. リース取引の処理方法
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. 消費税等の処理方法
 - 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[追加情報]

(退職給付会計)

当事業年度から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して退職給付費用が3,690百万円増加し、経常利益及び、税引前当期純利益は同額減少しております。

また、退職給与引当金及び企業年金制度の過去勤務債務等に係る未払金は、退職給付引当金に含めて表示しております。

(金融商品会計)

当事業年度から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))を適用し、有価証券の評価の方法及びデリバティブの評価の方法について変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して経常利益及び、税引前当期純利益は535百万円減少しております。また、期首時点で保有する有価証券の保有目的を検討し、その他有価証券に含まれている債券のうち1年以内に満期の到来するもの及び証券投資信託のうち預金と同様の性格を有するものは流動資産の有価証券として、それら以外は投資有価証券として表示しております。なお、それに伴う流動資産の有価証券及び投資有価証券への影響はありません。

(外貨建取引等会計基準)

当事業年度から改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年10月22日))を適用しております。

この変更による利益への影響は軽微であります。